

令和8年度

認定こども園入園のてびき



京丹波町食のキャラクター
味夢（あじむ）くん

令和8年度の認定こども園入園を希望される方は、
この「てびき」をよくご確認ください。
【一斉受付期間】令和7年11月4日（火）～ 令和7年11月25日（火）

京丹波町健康福祉部子育て支援課

〒622-0292 京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

電話 0771-82-1394（直通）

～ 広げよう 地域の輪 みんなで子育てするまち 京丹波 ～

目 次

1	保育の必要性の認定について	2 ページ
2	入園申込みについて	4 ページ
3	こども園利用料・給食費の取扱いについて	7 ページ
4	京丹波町立認定こども園について	10 ページ
5	病児保育について	14 ページ
6	認定こども園入園認定基準指数表（参考資料）	15 ページ



はじめに確認していただきたいこと

- ・令和8年度認定こども園入園申込みの対象は、保護者とともに京丹波町に居住し、住民登録している0歳（一斉受付期間のみ妊娠中の子どもを含む。）から就学前の児童です。ただし、0歳児については、令和8年度中に満10か月の月齢に達した後に入園可能となります。
- ・認定こども園は、原則として保育を必要とする日時のみご利用いただけます。仕事が休みの日や早めの迎えが可能な場合は、ご家庭での保育にご協力いただきますようお願いいたします。
- ・認定こども園の見学をご希望の方は、各園へ直接お問合せください。（各園の連絡先についてはP.10 参照）
- ・申込関係書類に記載された個人情報、入園後、各園の運営に必要な範囲で使用させていただきます。

★ 令和8年度における入園対象年齢は次のとおりです。

区 分	生 年 月 日
0 歳 児	令和7年4月2日～ ※満10か月以上児
1 歳 児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
2 歳 児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
3 歳 児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
4 歳 児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
5 歳 児	令和2年4月2日～令和3年4月1日

1 保育の必要性の認定について

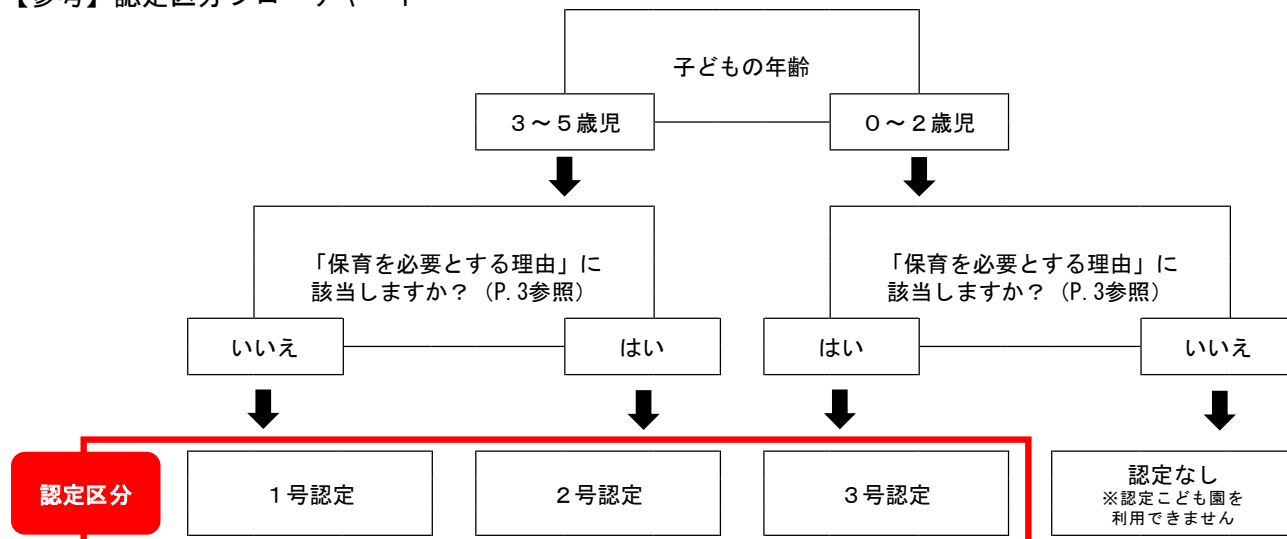
町立認定こども園の利用を希望する際は、入園手続きと合わせて、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）を受ける必要があります。

◆教育・保育給付認定

教育・保育給付認定には3つの認定区分があり、認定こども園を利用するためには、次のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	対象児童	保育の必要性
1号認定	町内在住の満3歳から小学校就学の始期に達するまでの児童（幼稚園枠）	なし
2号認定	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする状況にある満3歳以上の児童（保育所枠）	あり
3号認定	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする状況にある満10か月以上3歳未満の児童（保育所枠）	あり

【参考】認定区分フローチャート



子どもの年齢は、P.1の表の「区分」を確認してください。



◆保育の必要量

2・3号認定の場合、保育の必要量（認定こども園を利用できる時間）についても認定を受けます。保育の必要量は、保育を必要とする理由や保護者の状況により決定します。

保育標準時間	最長 11 時間／日（土曜保育は最長 5 時間／日）
保育短時間	最長 8 時間／日（土曜保育は最長 4 時間／日）

※ 1号認定（教育標準時間）は 4 時間／日

◆保育を必要とする理由

2・3号認定を受けるには、児童・保護者がともに京丹波町に居住し、住民登録している世帯（転入予定で住所地が確定している世帯を含む。）で、全ての保護者（65歳未満の同居家族）が次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当する必要があります。

保育を必要とする理由	認定基準	有効期間	保育の必要量
① 就労 (家庭外・家庭内労働)	【保育標準時間】月 120 時間以上 ※下限基準例：週 5 日×1 日 6 時間 【保育短時間】月 48～119 時間 ※下限基準例：週 3 日×1 日 4 時間	【2号認定】小学校就学の始期に達するまで 【3号認定】満3歳に達する日の前々日まで	保育標準時間 保育短時間
② 妊娠・出産 (産前)(産後)	妊娠中であるか、出産後間がない場合	【妊娠中】予定日から起算して産前8週間 【出産後】出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	保育標準時間
③ 保護者の疾病・障害	疾病や負傷、精神もしくは身体に障害を有している場合	【2号認定】小学校就学の始期に達するまで 【3号認定】満3歳に達する日の前々日まで	保育短時間
④ 同居親族等の介護・看護	常時、介護または看護している場合		保育短時間
⑤ 災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害復旧に当たっている場合		保育標準時間
⑥ 求職活動 ※一斉受付、在園児に限る (随時受付は不可)	求職活動を常態としている場合	【一斉受付】入園の日から起算して3か月 【入園期間中の年度途中】離職した日から起算して2か月	保育短時間
⑦ 就学・職業訓練	在学中、または職業訓練を受けている場合	保護者の卒業（修了）予定日	保育標準時間 保育短時間
⑧ 虐待・DVの危機	虐待、または配偶者からの暴力により保育が困難な場合	【2号認定】小学校就学の始期に達するまで 【3号認定】満3歳に達する日の前々日まで	保育標準時間
⑨ 育児休業取得時の継続利用 ※在園児に限る	育児休業取得による継続利用が必要と認められる場合	育児休業対象児童の出産日から起算して1年間を経過する日の翌月末まで	保育短時間

※いずれも、上記の表の有効期間よりも証明書類等に明示された期間の方が短い場合は、その時点までとなります。

※②⑥⑦の有効期間について、「2号認定」で小学校就学の始期に達する場合、「3号認定」で満3歳に達する日の前日に至る場合は、その日まで有効。

※③④の保育の必要量について、原則として「保育短時間」としますが、状況に応じて「保育標準時間」とすることも可能ですので、希望される方は申請時にご相談ください。

※⑦の保育の必要量について、①の要件を準用します。

保護者のいずれかの保育の必要量が「保育短時間」に該当する場合は、「保育標準時間」で認定を受けることができません。
※全ての保護者の保育の必要量が「保育標準時間」に該当する場合であっても、希望により、「保育短時間」で認定を受けることは可能です。



◆認定区分の変更手続き

認定を受けてから状況に変化が生じた場合は、速やかに次の書類をご提出ください。毎月10日までに申請のあったものは、翌月1日からの変更になります。

必要書類	提出が必要な方
教育・保育給付認定申請書	・教育・保育給付認定の認定区分を変更される方 (1号⇄2号)
家庭状況等変更届	・保育の必要量の認定区分を変更される方 (保育標準時間⇄保育短時間)
変更事由を証明する書類 (P.6 参照)	・保育を必要とする理由を変更される方

※保育を必要とする理由を変更される方で、保育の必要量の認定区分を変更する必要がない場合は、教育・保育給付認定申請書の提出は不要です。

※世帯構成や住所の変更等、認定区分・保育を必要とする理由について変更がない場合は、家庭状況等変更届のみ提出してください。

※3号認定から2号認定へは自動的に切り替わります。(手続き不要)

※保育を必要とする理由が「就労」の方で、育児休業明けの方、就労時間等雇用条件の変更があった方、有期雇用契約満了後の更新があった方等については、就労実績の確認のため、3か月後に再度就労証明書の提出が必要です。

認定区分の変更は保護者からの申請に基づいて行います。遡って変更することはできませんので、必ず変更を希望する月の前月までに手続きを行ってください。
※「保育標準時間」で認定を受けてから認定基準に満たない状況が常態化しているときなどは、遡って延長保育利用料を請求する場合があります。



2 入園申込みについて

令和8年度中（令和8年4月1日～令和9年3月31日の間）の入園を希望される方（年度途中からの入園を希望される方を含む。）は、一斉受付期間内に申込みをしてください。

一斉受付期間を過ぎた場合は、受入可能枠に空きがあればお申込みいただけますので、子育て支援課までお問合せください。 ※令和8年2月から随時受付開始予定です。

◆申込時の注意事項

- ① 今までに乳幼児健診等で指摘事項があったり、集団生活において健康面等で配慮が必要と思われる児童の場合は、入園申込時にご相談ください。
- ② 入園承諾の期間は、4月1日を始期として翌年3月31日までの最長1年間です。そのため、入園申込書の提出は毎年必要となります。
- ③ 入園申込みの説明会は行いません。入園申込みのことで分かりにくいことがあれば、子育て支援課にお問い合わせください。
- ④ 申込み後に書類の記載内容に変更があった場合は、ただちに子育て支援課に連絡してください。変更の手続きが必要な場合があります。
- ⑤ 提出された書類について、記載事項に虚偽があった場合、申込みは無効となります。
- ⑥ 2号認定及び3号認定の児童が入園してから、家庭で保育できる状態になったときは、認定こども園への入園要件がなくなったと判断し、保育の実施を解除（退園）することになります。（2号認定の児童は1号認定に切り替えることも可能です。）
- ⑦ 転出をされると、入園承諾をした後であっても、改めて手続きをしていただく必要があります。申込み時点で、令和8年4月以降の転出を予定されている方があれば、事前にご相談ください。

◆手続きの流れ

申 込 み (入園申込・認定申請)	【一斉受付期間】令和7年11月4日(火)～令和7年11月25日(火) 【受付場所】各認定こども園：開園時間内 子育て支援課：午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)
審 査 ・ 利 用 調 整	- 一斉受付期間内に受け付けた書類の内容を審査します。 - 申込みが受入可能人数を超えた場合、認定こども園入園認定基準指数表(P.15～16参照)に基づき、入園の優先順位の高い児童から順番に利用調整を行います。
結 果 の 通 知	令和8年1月中旬以降に、入園承諾の可否及び教育・保育給付認定の可否を通知します。(継続入園の場合は入園承諾の可否のみ通知) 入園承諾通知後に入園を辞退されることになった場合は、ただちに子育て支援課へご連絡のうえ「入園申請取消届」を提出してください。
入 園 説 明 会 入 園 前 健 康 診 断	- 入園が決定した方は、各園で入園説明会を受けてください。 - 新規入園の場合、入園前健康診断を受診してください。 ※日程等の詳細は後日改めてお知らせします。
入 園	- 新規で年度当初から入園される場合、入園承諾書に記載されている保育の実施期間の初日が「令和8年4月1日」であっても、実際に入園いただけるのは「入園式」からとなります。 - 入園後に利用料等決定通知書を送付します。
な ら し 保 育	新規入園の場合、入園日から起算し、1週間から10日程度「ならし保育期間」が必要となります。児童が環境の変化に少しずつなじめるよう、期間中は迎えの時間を午前11時、午後0時30分、午後4時30分と順に延ばしていきます。

◆申込みに必要な書類

次の書類を必ず期日までに提出してください。書類の不足や内容に不備がある場合は受付できませんので、提出前によく確認してください。

申込関係書類は、各認定こども園、子育て支援課、京丹波町子育て支援センターに設置しています。また、京丹波町ホームページからもダウンロードすることができます。

必要書類	提出が必要な方
こども園入園申込書(様式第1号) ※障害者手帳等の交付を受けている方は、手帳等の写しの添付が必要	全員
教育・保育給付認定申請書(様式第2号) ※在宅障害児(者)同居世帯に該当する方は、手帳等の写しの添付が必要	全員(継続入園を希望される方は現況届として提出)
個人番号申告書(様式第2号 別紙) ※申請者(保護者)の本人確認書類の写しの添付が必要	新規で入園申込みをされる方(2人以上の児童の入園を同時に申込み場合、申請者(保護者)1人につき1枚提出で可)
保育を必要とする理由を証明する書類(P.6参照)	2・3号認定を希望される方(2人以上の児童の入園を同時に申込み場合、保護者1人につき1枚提出で可)

※この他にも、必要に応じて追加で書類の提出をお願いすることがあります。

※個人番号申告書の提出がない場合、令和7年1月1日現在(または令和8年1月1日現在)において京丹波町に住民登録がない方は、前住所地が発行する市町村民税課税証明書の提出をお願いすることがあります。

◆保育を必要とする理由を証明する書類

入園を希望される児童の全ての保護者（65歳未満の同居家族）について、該当する書類を提出してください。

保育を必要とする理由	必要書類	証明者
① 就労	【外勤】就労証明書（様式第3号）	勤 務 先
	【自営業】就労証明書（様式第3号） ※自己証明の場合、事業所得の有無を町で確認します。 ※必要に応じて開業届出書の写しや申立書等の提出をお願いすることがあります。	自 営 主
② 妊娠・出産	出産（予定）証明書または母子手帳の写し	医療機関等
③ 保護者の疾病・障害	医師の診断書または障害者手帳等の証明書類の写し	医療機関等
④ 同居親族等の介護・看護	同居親族等の状態がわかる書類（医師の診断書、障害者手帳等）	医療機関等
⑤ 災害復旧	【自宅等の復旧作業】り災証明等の書類	役 場
	【災害復旧ボランティアへの参加等】活動内容等がわかる書類	参加団体等
⑥ 求職活動	就労証明書（備考欄に「求職中」と明記すること）	自 己 証 明
⑦ 就学・職業訓練	在学及び職業訓練を受けていることが証明できる書類（時間・曜日等が確認できるもの）	就 学 先 等
⑧ 虐待・DVの危機	—	—
⑨ 育児休業取得時の継続利用	就労証明書（育児休業期間が明記されているもの）	勤 務 先

※証明書類の押印廃止に伴い、記入内容について証明者に問い合わせることがありますので、ご了承ください。

※⑥について、有効期間内（P.3参照）に仕事に就いていただき、保育を必要とする理由等の変更手続き（P.4参照）を必ず行ってください。期日までに必要書類の提出がない場合は、有効期間の終了に伴い、保育の実施を解除（退園）することになります。また、随時受付ではお申込みいただけません。

※⑨について、新規で入園申込みをされる方はお申込みいただけません。

これから出産予定の子どもについては、一斉受付期間のみお申込みいただけます。申込みに必要な書類（P.5参照）に母子手帳の写しを添付してお申込みください。出産後、申込みの内容に変更があった場合は、子育て支援課にご相談ください。※随時受付ではお申込みいただけませんのでご注意ください。



3 こども園利用料・給食費の取扱いについて

こども園利用料及び給食費は、原則として対象児童の令和8年4月1日時点の満年齢と、保護者（基本的に父母、ただし同居する父母以外が家計の主宰者と認められる場合はその方を含む。）の市町村民税額（主に所得割課税額）をもとに算定します。

※未申告の場合は、利用料等徴収基準額表（P.8～9 参照）の最も高い階層区分を適用し、徴収します。

◆算定スケジュール

利用月	決定時期（予定）	基準となる課税額
4月～8月分	令和8年4月	令和7年度市町村民税額 （令和6年中所得）
9月～3月分	令和8年9月	令和8年度市町村民税額 （令和7年中所得）

※算定に用いる市町村民税額とは、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄附金控除等）の適用を受ける前の税額です。

◆利用料

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児の全ての児童及び0～2歳児の町民税非課税世帯の児童について、こども園利用料が無料となりました。

※給食費や延長保育利用料等は無償化の対象外です。

◆給食費

給食費については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であるため、保護者負担が原則となることから、3～5歳児の児童は「こども園給食費」として実費徴収します。

1号認定児童の給食費については、長期休業期間を考慮して月額を平準化しているため、長期休業期間が属する月でも日割計算は行いません。

※0～2歳児の児童の給食費は、こども園利用料に含まれているため、別途納付していただく必要はありません。

◆減免

こども園利用料及び給食費は、ひとり親世帯や生活保護世帯等の軽減、多子軽減（第2子半額等）、京都府及び京丹波町独自の第3子以降利用者負担額等の無償化による減免・免除を適用したうえで決定します。

◆徴収対象

通園の実態に関わらず、こども園に籍がある場合は料金徴収の対象となります。

退園をされる場合、退園届を受理した後でないと退園の措置をすることができませんので、必ず事前に手続きを行ってください。

※月途中の入退園の場合は、日割計算した料金を徴収します。

◆税額変更等による料金の見直し

税の修正申告等により市町村民税に変更が生じた場合や結婚・離婚等の理由により家庭状況が変更した場合は、料金の見直しを行うことで金額が変わる可能性があります。料金の見直しは、事実を確認した翌月以降からの適用となりますので、該当する場合は必ず税額変更を証明する書類もしくは家庭状況等変更届を提出してください。

なお、料金の見直しによる変更・減額・還付は当該年度内のみであり、年度を超えて対応することはできませんのでご注意ください。

◆滞納への措置

利用料等については認定こども園の運営等に必要な財源であることから、毎月指定日までに必ず納付してください。利用料等を滞納されると、滞納処分等を行う場合があります。滞納がある場合、入園における優先度合を判断する調整指数において減算の対象となります。

◆納付方法

こども園に係る利用料等の納入方法は、納入者の利便性と納入金の安全を確保するため、原則として口座振替による納付となります。口座振替依頼書は各認定こども園、子育て支援課、役場本庁・各支所で配布しています。特別な事情のため口座振替で納付ができない方には、毎月中旬（17日頃）に送付する納付書で納付してください。

※納期限は毎月末（月末が金融機関休業日の場合は、その休業日明けの営業日）です。

◆口座振替の取扱金融機関

口座振替の手続きは、希望される次の取扱金融機関で行うことができます。口座振替依頼書とあわせて、通帳、届出印、身分証明書をご持参のうえ、手続きを行ってください。

銀 行	京都銀行、ゆうちょ銀行
信用金庫	京都北都信用金庫、京都信用金庫
そ の 他	京都農業協同組合

残高不足で引き落としができない場合、再振替ができませんのでご注意ください。
振替不能となった方には納付書を送付しますので、期日までに納付してください。



◆こども園給食費徴収基準額表【1号認定】

階層区分	給食費
第1階層（生活保護世帯）	0円
第2階層（年収270万円未満相当）	0円
第3階層（年収360万円未満相当）	0円
第4階層（年収680万円未満相当）	4,000円
第5階層（年収680万円以上相当）	4,000円

※京丹波町では、18歳未満の子どもの中で第3子以降の児童について、給食費が無料になる制度を設けています。

◆こども園利用料及び給食費徴収基準額表【２・３号認定】

(単位：円)

各月初日の入園児童が属する世帯の階層区分			徴収基準額(月額)		
階層 区分	定 義		3号認定 (0・1・2歳児)		2号認定 (3・4・5歳児)
			利 用 料		給 食 費
			保 育 標準時間	保 育 短 時 間	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0	0
B	町民税非課税世帯		0	0	0
C 1	町民税均等割課税世帯		9,000	8,800	0
C 2	町 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	8,000 円未満	13,000	12,700	0
C 3		8,000 円以上 48,600 円未満	17,000	16,700	0
C 4		48,600 円以上 50,000 円未満	20,000	19,600	0
C 5		50,000 円以上 54,000 円未満	23,000	22,600	0
C 6		54,000 円以上 57,700 円未満	25,000	24,500	0
		57,700 円以上 70,000 円未満			4,500
C 7		70,000 円以上 77,101 円未満	28,000	27,500	4,500
		77,101 円以上 83,000 円未満			4,500
C 8		83,000 円以上 97,000 円未満	30,000	29,400	4,500
C 9		97,000 円以上 121,000 円未満	33,000	32,400	4,500
C 10		121,000 円以上 144,000 円未満	36,000	35,300	4,500
C 11		144,000 円以上 169,000 円未満	38,000	37,300	4,500
C 12		169,000 円以上 301,000 円未満	41,000	40,300	4,500
C 13		301,000 円以上 397,000 円未満	45,000	44,200	4,500
C 14	397,000 円以上	50,000	49,100	4,500	

※表中の児童の年齢は、令和8年4月1日時点の満年齢です。(年度途中で誕生日を迎えても変わりません。)

※京丹波町では、18歳未満の子どもの中で第3子以降の児童について、こども園利用料及び給食費が無料になる制度を設けています。その他にも次のような利用者負担額の軽減制度があります。

利 用 料	・ 同時在園している世帯の児童は、第2子半額 ・ 町民税所得割額 57,700円未満の世帯の児童(年齢制限なし)は、第2子半額、第3子以降無料 ・ 町民税所得割額 77,101円未満のひとり親・在宅障害児(者)同居世帯等の児童(年齢制限なし)は、第1子半額、第2子以降無料
給 食 費	町民税所得割額 77,101円未満のひとり親・在宅障害児(者)同居世帯等の児童(年齢制限なし)は、給食費免除

4 京丹波町立認定こども園について

少子化や就労環境の変化等により、就学前児童を取り巻く環境は様変わりをし、幼児期の教育の質が問われる情勢の中、本町においては、就学前児童に対する総合的な教育・保育の充実をはじめ、就労の有無に関わらず利用が可能なことや、一定規模の集団確保による良質な教育保育環境を保障するため、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「幼保連携型認定こども園」を令和4年4月に開設しました。

◆京丹波町立認定こども園一覧

園名	所在地	電話番号	定員	入園対象児
たんばこども園	〒622-0213 京丹波町須知藤ノ森 34 番地	0771-82-0151	180 名	0 歳児 (10 か月) ～ 5 歳児
みずほこども園	〒622-0311 京丹波町和田大下 42 番地 1	0771-86-0574	100 名	
わちこども園	〒629-1117 京丹波町大倉家田ノ上 5 番地 7	0771-84-1920	90 名	

◆開園時間

【平日】午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分

【土曜】午前 7 時 30 分～午後 0 時 30 分

◆利用可能時間

【平日】

	7:30	8:30	9:00	13:30	16:30	18:30
2・3号認定 保育標準時間	保育時間					
2・3号認定 保育短時間	延長保育	保育時間				延長保育
1号認定		登園時間	教育時間	一時預かり		

【土曜】

	7:30	8:30	12:30
2・3号認定 保育標準時間	保育時間		
2・3号認定 保育短時間	延長保育	保育時間	

保育時間・教育時間を超えて延長保育・一時預かりを利用すると、別途利用料がかかります。
(P. 11～12 参照)



◆休園日

日曜日、国民の祝日、年末年始及びその他特に必要とする日

※ 1号認定児童は別に長期休業期間を設ける

【春季休業】3/25～4/9

【夏季休業】7/21～8/31

【冬季休業】12/24～1/7

◆警報発表時等の対応

警報発表時等	1号認定	2・3号認定
午前6時時点で「大雨・洪水・大雪警報」発表の場合	臨時休園	自宅待機（ただし、就労により保育が必要な場合は児童の安全を最優先、弁当持参で登園可）
午前6時時点で「暴風・暴風雪警報」発表及び土砂災害、交通遮断等登園時の安全が確保できない場合	臨時休園	
警報解除の場合	午前6時以降に解除となっても原則休園	【午前11時までに解除された場合】 弁当持参で登園可能 【午前11時以降に解除された場合】 自宅で昼食を済ませて登園可能
登園後に「警報」が発表された場合	状況に応じ保育時間の繰り上げ措置	
震度4以上の地震が発生した場合	登園前：自宅待機 登園後：安全確認後判断する	
午前6時時点で「特別警報」発表中の場合	臨時休園 ※警報が解除となっても臨時休園は継続	

◆通園区域

通園区域は全町を対象としていますので、ご希望の町立認定こども園に入園することができます。ただし、定員等の関係でご希望に応じられない場合がありますのでご了承ください。

なお、町外の認定こども園等への入園は、特段の事情がある場合にのみ認められますので、希望される方はご相談ください。

◆通園方法

通園区域を設けないことによる3地区での運行体制の確保や、統合園となり児童数が増加すること等に配慮して、通園時における子どもの安全確保、保護者と保育者との日常的な連携が図れることから、「保護者による送迎」とします。

◆延長保育事業

対象児童	2号認定及び3号認定を受け、就労等により午前8時30分～午後4時30分までの8時間を超えて、保育時間の延長が必要と認められる児童 ※短時間認定児童のみ
実施場所	在籍する園でのみ利用可能。別途申請必要
実施時間	開園時間内において必要と認められる時間
利用料	1回200円

◆一時預かり事業

対象児童	1号認定児童のみ（保護者の就労、通院、看護、冠婚葬祭等の場合に限る）
実施場所	在籍する園でのみ利用可能。利用する日の3日前までに事前申込必要
実施時間	月曜日から金曜日の、午後1時30分から午後4時30分 ※恒常的に利用される場合は、2号認定への変更を要請
利用料	30分100円

※長期休業期間の受入の場合

対象児童	1号認定児童のみ
実施場所	在籍する園でのみ利用可能。利用する年度の7月10日までに事前申込必要
実施時間	夏季休業期間（7/21～8/31）の月曜日から金曜日の、午前9時から午後1時30分まで
利用料	1回450円

◆園指定用品

- ① 通園かばん（リュック）
- ② カラー帽子（裏地：黄色・ネックガードあり）
- ③ スモック（貸与品） ※①及び②は保護者負担ですが、③は町で負担します。

◆園推奨品

活動服【上】半袖・長袖とも：白色
【下】半ズボン、長ズボンとも：紺色（半ズボンは長め・前ポケットあり）

◆教材費

【5歳児】800円／年 【4歳児】500円／年 【3歳児】500円／年
【乳児組】年度末精算 ※乳児組は年会費ではありません。

◆災害共済給付制度への加入

事故等に備えて、町と保護者が共済掛金を負担する日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入していただけます。加入は任意となっています。

共済掛金は、日本スポーツ振興センター共済掛金規定により徴収します。

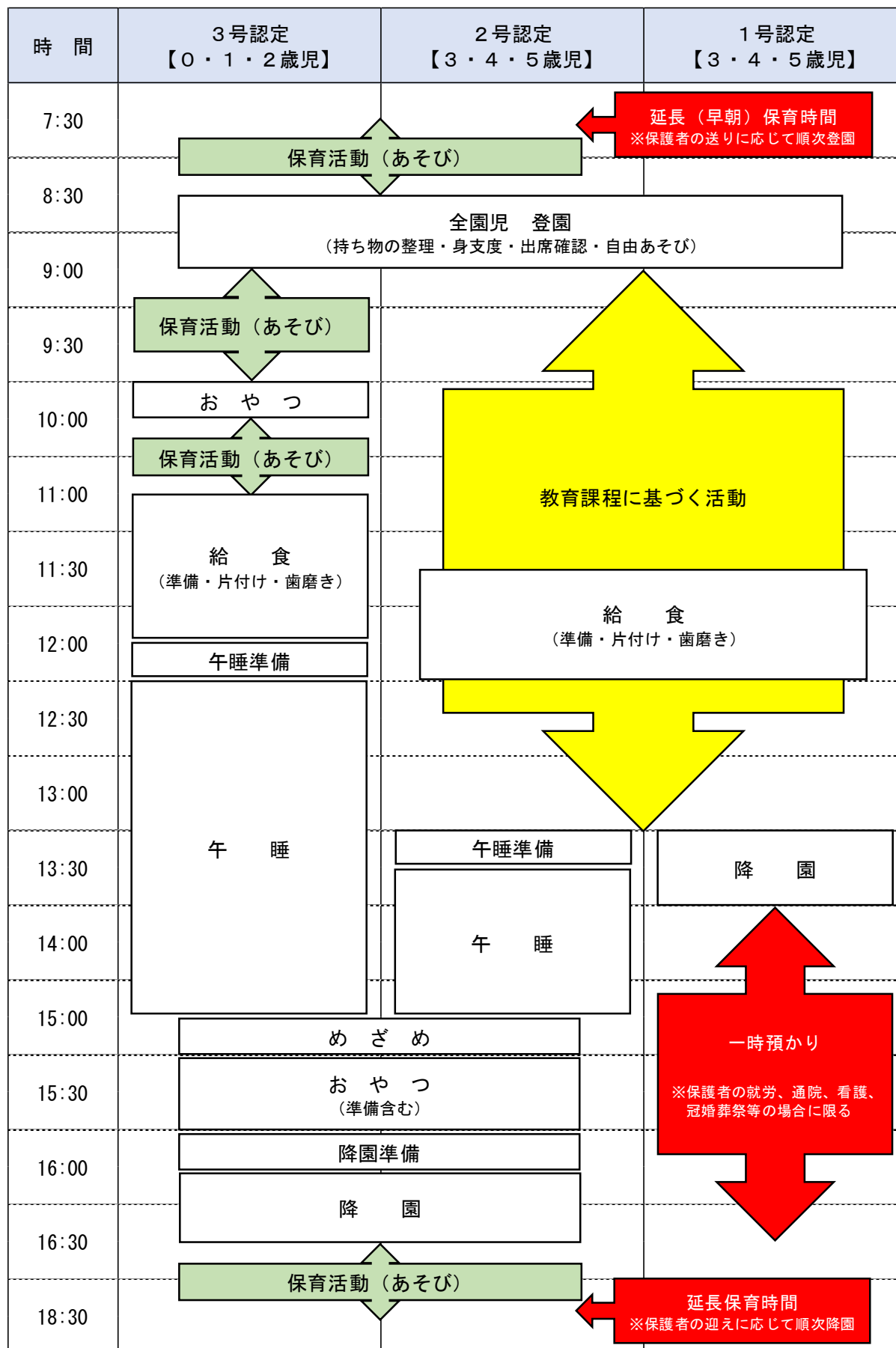
※参考：R7 一人あたり285円／年（うち、保護者負担額162円／年）

◆退園及び家庭状況等の変更に伴う手続き

転出等により年度の途中で退園するときは、事前に「退園届」を認定こども園に提出してください。

また、入園承諾後において、世帯構成や住所、保護者、税額、勤務先（就業・離職含む）等が変更になった場合は、ただちに認定こども園に「家庭状況等変更届」と必要書類（P.4参照）を提出してください。

◆ 1日の生活の流れ（月曜日～金曜日） ※土曜保育はこの限りではありません。



5 病児保育について

認定こども園に通う児童が病気やケガ等のために認定こども園での集団生活が困難であり、かつ保護者が仕事等で家庭で保育できない場合に、京都中部総合医療センター（南丹市）併設の病児保育室において児童を一時的に預けていただける病児保育事業を実施しています。

◆病児保育室「ひまわり」

対象児童	町内に在住する生後 10 ヶ月から小学校入学までの児童（子どものための教育・保育給付認定を受けている児童に限る）
実施場所	京都中部総合医療センター 本館南側（南丹市）
実施時間	月曜日から金曜日の、午前 8 時から午後 5 時 30 分 【除外日】国民の祝日、年末年始（12/29～1/3）
利 用 料	1 日 2,500 円、半日（5 時間以内）1,500 円 ※昼食代別途 300 円
利用予約	前日午後 4 時～当日午前 10 時までに病児保育ネット予約システム「あずかるこちゃん」で事前にアカウント登録のうえ、利用申込みをしてください。当日の午前 7 時～8 時に、申込順に「あずかるこちゃん」から「予約確定」または「利用不可」が通知されます。 ※右の QR コードから「あずかるこちゃん」にアクセスしてください。 
問合せ先	病児保育室「ひまわり」（京都中部総合医療センター内） 電話 0771-21-8299（直通）



6 認定こども園入園認定基準指数表（参考資料）

京丹波町では、保育の必要性並びに入園の優先度を、次の指数表に基づき確認します。なお、希望の認定こども園で受け入れできない場合に行う「利用調整」においても、この指数表を判断基準とします。

① 教育・保育給付認定における保育を必要とする理由による基本指数

事由 番号	認定事由	細目（保護者等の状況）			基本 指数
1	就労	保育時間内 (am7:30 ～pm6:30)	月20日以上 (週5日以上)	8時間以上を常態（月160時間以上）	20
				6時間以上8時間未満を常態（月120時間以上）	19
				4時間以上6時間未満を常態（月80時間以上）	17
			月12日以上 (週3日以上)	8時間以上を常態（月96時間以上）	18
				6時間以上8時間未満を常態（月72時間以上）	16
				4時間以上6時間未満を常態（月48時間以上）	15
			その他	勤務実態から保育ができないと認められる場合	10
		保育時間外 (pm6:30 ～am7:30)	月20日以上 (週5日以上)	8時間以上を常態（月160時間以上）	18
				6時間以上8時間未満を常態（月120時間以上）	17
				4時間以上6時間未満を常態（月80時間以上）	15
			月12日以上 (週3日以上)	8時間以上を常態（月96時間以上）	16
				6時間以上8時間未満を常態（月72時間以上）	14
				4時間以上6時間未満を常態（月48時間以上）	13
			その他	勤務実態から保育ができないと認められる場合	8
2	妊娠・出産	産前・産後で有効期間内のみ			14
3	保護者の 疾病・障害	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等を保有し、かつ医師の診断書がある場合			20
		身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳等を保有している場合 ※等級等で審査			15～10
		医師の診断書のみの場合			15
4	同居親族等の 介護・看護	同居し、常時臥床の高齢者・重度心身障害者等の常時介護 ※診断書・手帳等で審査			20～18
		入院・通院等の付き添い（週3日、1日4時間以上）を含む介護			14
		上記以外			8
5	災害復旧	火災等による家屋の損傷、災害の復旧活動中			20
		復旧活動へのボランティア参加 ※「1 就労」を準用			20～8
6	求職活動	就労証明書は提出できないが就業先との調整が一定図られている場合			8
		上記以外			5
7	就学・ 職業訓練	入学等が確定している場合 ※「1 就労」を準用			20～8
		上記以外 ※「6 求職活動」を準用			8～5
8	虐待・DVの 危機	関係機関に相談し、家族等も認知している場合 ※状況により判断			20～12
		上記以外 ※状況により判断			18～10
9	育児休業取得 時の継続利用	入園している児童が教育の関係する3歳児～5歳児の場合			14
		入園している児童が0歳児～2歳児の場合			8

※教育・保育給付認定申請書及び提出書類（就労証明書等）によって、保護者それぞれに指数を算出します。

※ひとり親家庭については「優先利用」の指数で加算措置します。

② 教育・保育給付認定における優先利用等の調整指数

番号	保護者および家庭の状況	調整指数
1	ひとり親家庭	+22
2	生活保護世帯	+2
3	生活中心者の失業により就労の必要性が高い場合	+2
4	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合	+2
5	子どもが障害を有する場合	+2
6	育児休業明け	+2
7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一のこども園等の利用を希望する場合	+2
8	小規模保育事業などの卒園児童	+2
9	その他市町村が定める事由	
	①就労していない65歳未満の同居の親族があり、就労証明書等が提出されていない場合	- 5
	②保護者に、こども園利用料、こども園給食費、こども園延長利用料、こども園一時預かり利用料のいずれかに滞納がある場合 ・現年度分と過年度分両方に滞納がある場合 … <調整指数> -8 ・現年度分で3か月以上の滞納がある場合 … <調整指数> -6 ・現年度分で2か月分の滞納がある場合 … <調整指数> -5 ・過年度分のみ滞納がある場合 … <調整指数> -6	- 8 ~ - 5
	③一斉受付期間中に申請書類が提出されなかった場合	- 5

※調整指数は、教育・保育給付認定申請書の申請者（保護者）氏名欄に記載された方のみに加減します。

※優先利用の事由に該当するかの審査にあたり、関係機関等に確認をする場合があります。

※優先利用の事由に複数該当する場合は、該当するすべての調整指数を加減対象とします。

※3の項目は、税情報閲覧により生活中心者と認められる場合のみ適用します。

※4の項目は、関係機関に相談している場合等において、状況を確認のうえ加算の有無を判断します。

※6の項目は、利用希望期間の始期が育児休業明け日から3か月以内であって、その旨が就労証明書で明記されている場合に適用します。

※8の項目は、卒園証書等の証明書類が提出されている場合に適用します。

※9-①の項目において対象となる同居親族が複数ある場合、その内1人でも提出されていなければ適用します。なお、家庭状況全体での調整指数のため、提出されていない親族数を乗じることはありません。また、公平性の観点から、認定申請書の記載事項と同居の親族の実態に違いがあると判明した場合、調整指数を-8とします。

※9-②の項目における現年度分の基準は、9月分までの収納状況で判断します。

※9-③の項目における申請書類には、課税証明書等の税額を証明する書類は含みません。

..... 指数表の考え方

次により算出した数値を、教育・保育給付認定基準における指数とします。

「①基本指数（保護者毎）」 ± 「②優先利用等の調整指数」

..... 注 意 事 項

- ・この指数表は、保育の必要性の確認、並びに入園の優先度や利用調整を判断する際に用いるものであり、入園の可否を審査するものではありません。
- ・適正な指数を算出するために、記載事項や提出書類に不備がないよう気を付けてください。